健 生 発0117第 2 号
令和 7年 1月 17 日

一般社団法人
日本造血・免疫細胞療法学会理事長　殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
（　公　印　省　略　）

造血幹細胞移植医療体制整備事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、「造血幹細胞移植医療体制整備事業実施要綱」（平成２６年８月１８日付け健発０８１８第２６号厚生労働省健康局長通知）により、行われているところでありますが、今般、その一部を次のとおり改正し、令和７年４月１日より適用することとしたので貴会会員関係施設へ周知いただくようお願いいたします。